

**滝川市都市計画マスタープラン(全体構想)
素案(案)**

平成22年3月

滝川市

【目 次】

序 章 はじめに

第 1 章 都市計画マスタープランの基本的事項	1
1. 計画の目的と位置付け	1
1-1. 計画の背景と目的	1
1-2. 計画の役割	1
1-3. 計画の位置付け	2
1-4. 対象区域	3
1-5. 目標年次	4
1-6. 将来フレーム	4
1-7. 計画の構成	5
1-8. 計画見直しの経過	5
2. 上位計画・関連計画	6
第 2 章 滝川市の現況と都市づくりの課題	13
1. 滝川市の現況	13
2. 滝川市の都市づくりにおける課題	20
3. 現行計画の検証	32
3-1. 土地利用	32
3-2. 交通体系	33
3-3. 都市環境	33
3-4. 河川・下水道	34
3-5. 住宅整備	34
3-6. 中心市街地	35
3-7. 公共施設	35
3-8. 都市防災	36
3-9. 雪や寒さを生かしたまちづくり	36
4. 市民のニーズ（市民アンケート調査結果）	37
5. 都市づくりの方向性	49

第3章 都市づくりの基本的考え方と理念・目標	50
1．都市づくりの方向性	50
1-1. 都市づくりの方向転換	50
1-2. 滝川市における「エコ・コンパクトシティ」	51
1-3. コミュニティを核とした都市づくり	53
2．基本理念	56
3．基本目標	56
4．将来都市構造	57
第4章 分野別構想	60
1．土地利用	60
2．コンパクト化	71
3．居住環境	80
4．交通体系	85
5．公共施設	100
6．都市環境	105
7．河川・下水道	116
8．都市防災	120

第1章 都市計画マスタープランの基本的事項

1. 計画の目的と位置付け

1-1. 計画の背景と目的

滝川市は、昭和33年の市制施行、昭和46年の江部乙町との合併を経て、中空知の産業・文化の振興等に大きな役割を担いながら発展を続けてきました。

都市づくりにおいては、昭和33年に最初の用途地域が定められ、昭和43年に都市計画法が施行されてから、人口増加にともない市街地の拡大・充実を図ってきました。また、平成4年の都市計画法改正後、平成13年度に滝川市の都市づくりの基本的な方針として「滝川市都市計画マスタープラン」を策定し、市民とともに都市づくりを進めてきました。

現在では、計画策定から10年が経過し、計画の見直しを行う必要性が生じています。また、これまで進んできた人口減少は今後も続くことが予測され、少子高齢化も進むなか、これまでの人口増加を前提とした都市づくりから新たな都市づくりに転換する必要性がみられます。

そのため、滝川市を取り巻く現状と今後の展望をふまえて、都市づくりの将来像と基本方針を具体的に定め、市民主体の都市づくりの指針として示すため、都市計画マスタープラン（以下「本計画」）を策定します。

1-2. 計画の役割

(1) 都市の将来像を明示します。

多様化する住民のニーズを都市づくりの目標とし、市民、事業者、行政がまちづくりの目標を共有することで都市づくりを進めます。

(2) 都市計画の決定・変更の指針となります。

本計画は、道路、公園、学校など個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を持ちます。

(3) 都市の将来像と個別の都市計画の整合性を確保します。

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設の配置、市街地開発事業などの個別の都市計画について、相互に整合性を図ります。

(4) 住民の都市づくりの指針となります。

市街地再開発事業、地区計画など具体の都市づくりを進める際、地域住民のニーズに対応した都市づくりの指針となります。

1-3. 計画の位置付け

本計画は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられます。

また、国・北海道・滝川市の総合計画や北海道の都市づくりに関連する方針などの上位計画に基づき、滝川市の他分野の関連計画と整合を図ります。

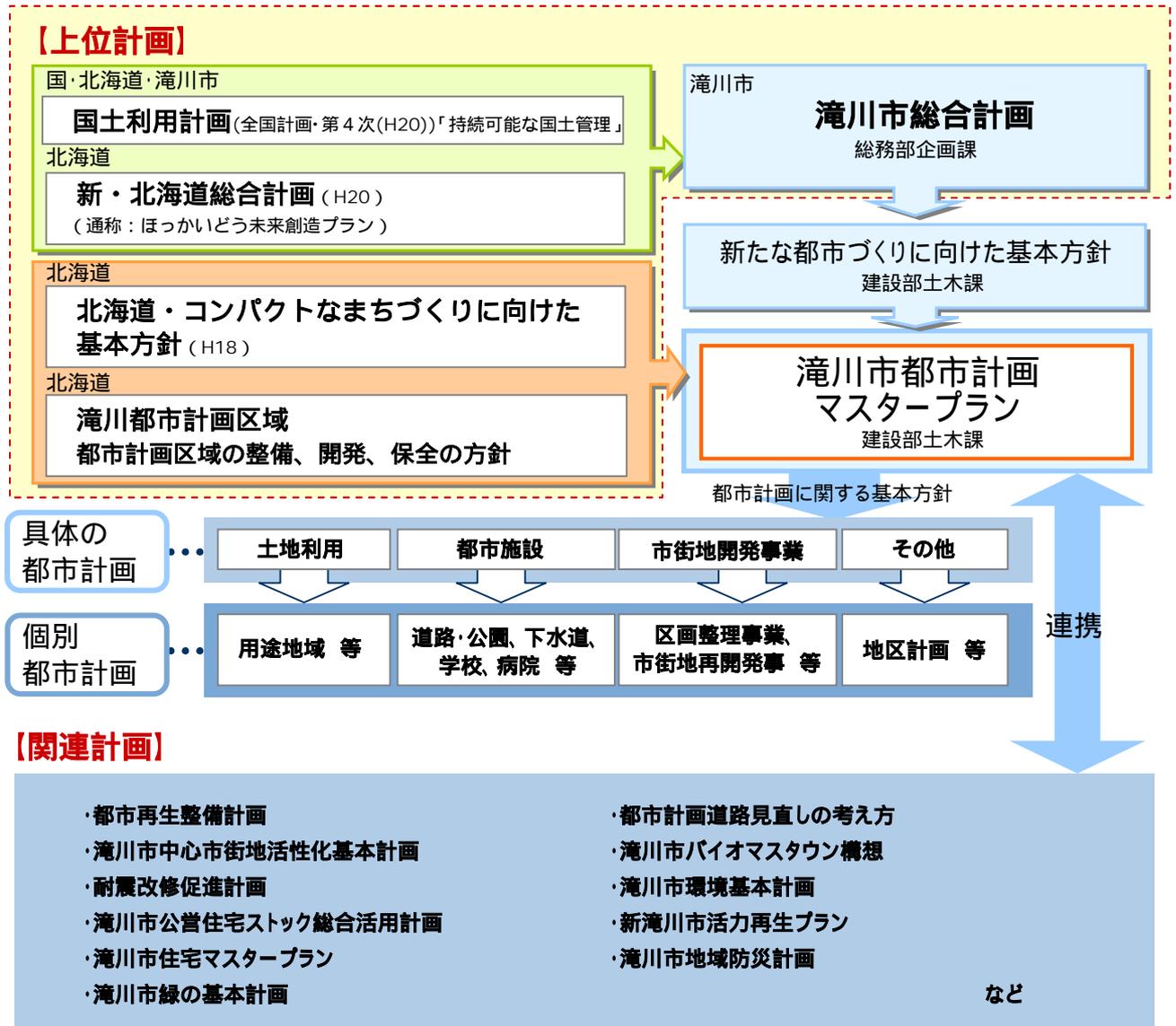


図 1.1 滝川市都市計画マスタープランの位置づけ

1-4. 対象区域

本計画の対象区域は、基本的に以下の図に示す都市計画区域内とします。また、地域別構想については、市内を7地区に分けて各地区の都市づくりの方針を検討します。



図 1.2 滝川市都市計画区域

1-5. 目標年次

本計画は、20年後を目標とした都市の将来像、基本方針を定めます。ただし、社会経済状況の大きな変動や上位関連計画などの改定に対して柔軟に対応するため、必要に応じて概ね10年後において計画の見直しを行います。

そのため、本計画の計画期間を平成23年から平成42年と定め、平成32年をめどとして必要に応じて施策の見直しを行います。

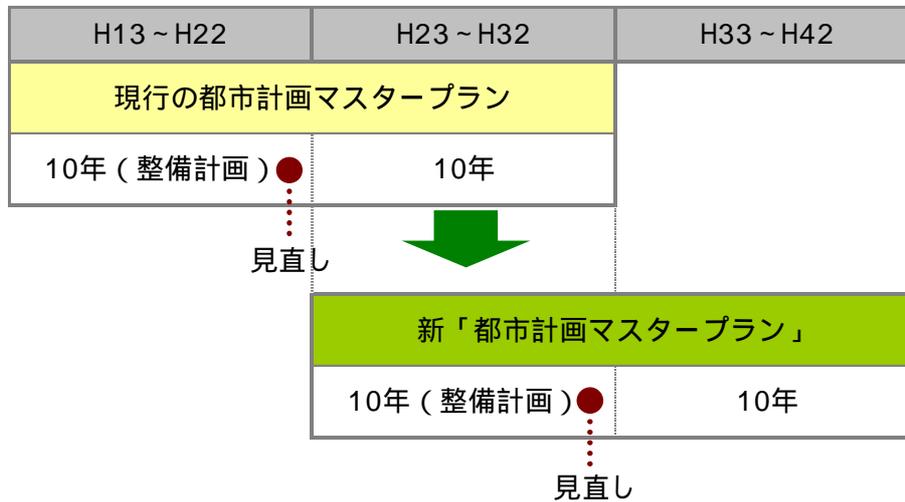


図 1.3 目標年次

1-6. 将来推計

平成17年の国勢調査における滝川市の人口は45,562人であり、今後も減少が見込まれます。計画期間終了時の平成42年の将来人口は約33,000人と推計されており（滝川市推計）、本計画では、33,000人の人口を想定した都市の将来像を示すこととします。

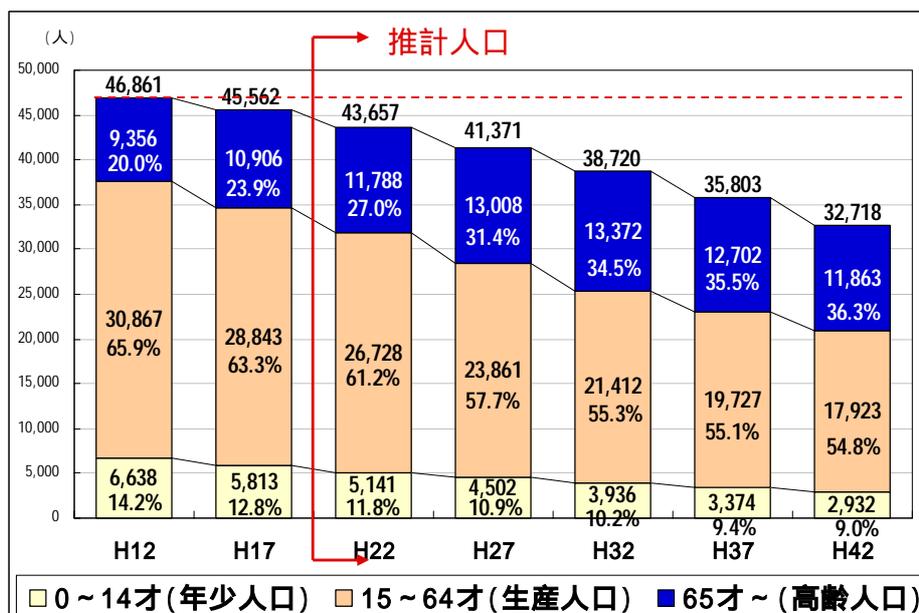


図 1.4 滝川市の将来人口の推移 / 資料：国勢調査・滝川市推計

上記推計は、H12年国勢調査の結果をもとに推計した「日本の市区町村別将来推計人口（H15年12月推計、国立社会保障・人口問題研究所）」の結果と近似した値となっている。

1-7. 計画の構成

本計画は、計画における基本的事項と都市づくりにおける現状・課題をふまえ、都市全体の将来像や都市づくりの基本方針を示す『全体構想』『分野別構想』と、地域ごとの将来像や都市づくりの方針を示す『地域別構想』、実現に向けた推進方策を示し、以下のような構成とします。

滝川市都市計画マスタープランの構成									
都市計画マスタープランの基本的事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の背景と目的 2. 計画の役割 3. 計画の位置づけ 4. 対象区域 5. 目標年次 6. 将来フレーム 7. 計画の構成 	分野別構想 <table border="0"> <tr> <td>1. 土地利用</td> <td>5. 公共施設</td> </tr> <tr> <td>2. コンパクト化</td> <td>6. 都市環境</td> </tr> <tr> <td>3. 居住環境</td> <td>7. 河川・下水道</td> </tr> <tr> <td>4. 交通体系</td> <td>8. 都市防災</td> </tr> </table>	1. 土地利用	5. 公共施設	2. コンパクト化	6. 都市環境	3. 居住環境	7. 河川・下水道	4. 交通体系	8. 都市防災
1. 土地利用	5. 公共施設								
2. コンパクト化	6. 都市環境								
3. 居住環境	7. 河川・下水道								
4. 交通体系	8. 都市防災								
滝川市の現状と都市づくりの課題 <ol style="list-style-type: none"> 1. 滝川市の概況 2. 滝川市の現状と課題 3. 現行計画の検証 4. 市民のニーズ(市民アンケート調査結果) 	地域別構想								
全体構想 <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市づくりの方向性 2. 基本理念 3. 基本目標 4. 将来都市構造 	実現へ向けて								

図 1.5 滝川市都市計画マスタープランの構成

1-8. 計画見直しの経過

本計画の策定にあたっては、平成18年度の都市計画基礎調査、平成18～19年度の新都市空間デザイン研究会の議論等をふまえ、平成19～20年度にはアクションプラン策定会議を開催し、今後の都市づくりの方向を示す「新たな都市づくりに向けた基本方針(原案)(以下、基本方針)」、「アクションプラン」の策定を行ってきました。

また、平成21年度は基本方針についての市民意見募集等、市民意向調査を実施し、平成21～22年度は都市計画マスタープラン策定会議により、基本方針に沿って本計画の策定を行いました。

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
策定会議		アクションプラン策定会議		都市計画マスタープラン策定会議	
計画策定		【新たな都市づくりに向けた基本方針(原案)】 【アクションプラン】策定		【滝川市都市計画マスタープラン】策定	
関連調査等	都市計画の基礎調査			市民アンケート	縦覧・説明会・意見募集
	新都市空間デザイン研究会				
				全体構想	地域別構想

図 1.6 計画見直しの経過

2. 上位計画・関連計画

本計画は「1-3. 計画の位置づけ」で示すように、上位計画に即しながら、関連計画と連携をとって策定します。ここでは、それらの上位計画・関連計画の概要について整理します。

アンダーラインの付いているものは都市計画マスタープランと関連の強い事項です

(1) 滝川市総合計画（H13～22年度）

1) 基本理念

「健康」、「安心」、「活力」という3つのまちづくりの視点を要とし、
「みんなでづくり、みんなで育む、健康文化のまち」

2) 目標

すべての人が健康で安心して暮らせるまち

保健・医療・福祉の総合的推進 / 子育て支援、児童福祉の充実 / 安全なまちづくり（地震や台風などの自然災害や人的災害に対して、市民が安全・安心に暮らせるまちづくり）

すべての人が生き生きと生活する活力あるまち

新たな産業と就労機会の創出 / 地域産業の振興 / 地域産業を支える人材の育成・確保 / 人的ネットワークによる地域の活性化

すべての人が生涯にわたり学び、文化を創造するまち

学校教育の充実 / 生涯学習の充実 / 芸術・文化の振興 / スポーツの振興

すべての人が快適で潤いある環境が享受できるまち

環境重視型のまちづくり（市民・企業・行政協働の環境負荷の少ないまちづくり） / 農村・都市の個性ある環境づくり（豊かな農村景観や歴史的建造物など地域資源を生かし、独自性・文化性のある新たな環境づくり） / 豊かで快適な生活環境の整備（公園や道路、上下水道の整備をはじめ、市街地に点在する未利用地を利活用するなど居住環境を改善） / 情報ネットワーク社会の構築（情報通信基盤の利用に伴う地域間格差や時間的格差の解消） / 躍動する都市を支える交通の整備（市民の多様な生活・文化・経済活動を支える市内道路網の効率・効果的な整備等） / 雪のある豊かな暮らし（冬期間の快適な生活環境の整備等）

すべての人が参加・行動するまち

共学、共育、共生のまちづくり（「市民主体のまちづくり」システムの構築） / 効率的な行政運営と行財政改革の推進 / 広域行政の推進

(2) 滝川市中心市街地活性化基本計画 (H20年3月～25年3月)

1) 基本理念

商店街と市民活動の協働が、中心市街地に賑わいを再生

2) 目標・事業内容

機能集積

滝川市立病院改築事業 / 滝川市立図書館移転事業 / 中心市街地活動センター設置事業 / 合流式下水道改善事業 / 冬の生活支援事業

街なか居住推進

高齢者向けバリアフリー仕様の市営住宅建設事業 / 街なか居住推進補助事業 / 街なか居住推進インフォメーション事業

市民活動の活性化

中心市街地活性化基金事業 / 市民生活・活動支援事業 / NPO たきかわホール事業「たきかわホール」「く・る・る」、集いの広場事業「とんとん」 / 中心市街地活性化推進事業 / 暮らしのショールーム運営事業「りやかあさん」 / 子育て応援パスポート事業 / 商店街販促事業 / 商店街活動事業 / 中心市街地活性化イベント事業

賑わいの創出

商店街拠点づくり事業 / 賑わい再生ロード事業 / 敬老特別乗車証サービス事業 / 駅前無料買い物駐車場運営事業 / にぎわい広場運営事業

3) その他

滝川市中心市街地活性化基本計画は、中心市街地の活性化のため、基本方針・目標・実施事業などを定めたもので、平成20年3月12日付けで内閣総理大臣の認定を受けた。



図 1.7 中心市街地土地利用状況図

(3) 都市再生整備計画 / 滝川市にぎわい再生地区

(H20～24年度)

1) 基本理念

居住機能の充実、良好な歩行空間、魅力ある拠点づくり、多様な主体の連携による活発なまちづくり活動、等により「歩いて暮らせるコンパクトで活力と魅力ある中心市街地形成」



図 1.8 滝川市にぎわい再生地区

2) 目標・事業内容

居住機能の強化とコンパクトなまちづくり

商店街に隣接した場所へ市営住宅の建設 / 老朽化した市立病院の現位置での建て替え、等
くつろぎ空間・交流拠点整備

既存ストックである市役所の空きスペースに図書館を移転、既存建物の空きスペースを活用した市民の憩いの場の創出、等

回遊・滞留ルート形成

空間デザイン・情報デザインによる魅力的な歩行空間づくり、等

3) その他

まちづくり交付金を活用して策定した計画

(4) 住生活基本計画 (H21～30年度)

1) 基本理念

少子高齢化に豊かに住まう住宅づくり

2) 目標・事業内容

高齢者、障がい者から子育て世帯まで、だれもが安心して暮らせる住宅の確保

バリアフリー住宅の改修支援 / 公共施設整備に伴うバリアフリーのまちづくりの推進 / 街なかにおける市営住宅高齢者特目住宅建設・共同住宅建設支援の推進 / 住宅に困窮する低所得者のための市営住宅の供給 / 住宅に困窮する中堅所得者のための特定公共賃貸住宅の供給、等

市民のニーズに対応し、良質な住宅を確保できる住宅供給の仕組みづくり

市営住宅の計画的な建て替え・改修 / 市営住宅の整備水準の確保、等

地域で支え合い、共に暮らす、コンパクトなまちづくりへの対応

地区計画の指定による住宅地の環境保全や街並み形成の誘導 / 街なか地区における公営住宅の供給 / 中心市街地活性化基本計画区域内における民間共同住宅建設に対する補助、等

地域の多様な居住ニーズを受けとめる、地域に根ざした住宅関連産業の確保

各種講習会情報の提供、等

(5) 公営住宅ストック総合活用計画 (H21～平成 40 年度 / 計画期間：H21～30 年度、構想期間：H31～40 年度)

1) 基本理念

・少子高齢社会に安心して住める市営住宅と住環境づくり

2) 目標・事業内容

ユニバーサルデザインの導入 [計画期間：25%、構想期間：35%]

耐用年限を経過した住戸の解消 [計画期間：10%低減、構想期間：比率の低下]

狭小住宅の解消 [計画期間：現行比率の 2/3 以下、構想期間：現行比率の 1/2 以下]

水洗化されていない住戸の解消

浴槽のない住戸の解消

3 箇所以上給湯の推進

高齢化対応の推進 [計画期間：30%以上、構想期間：45%以上]

駐車場の確保 [計画期間：60%以上、構想期間：70%以上]

住宅性能表示基準への対応

緊急を要する改修工事の導入 (火災警報器の取り付け、地上波デジタル放送への対応等)

(6) 耐震改修促進計画 (H20～27 年)

1) 基本理念

「安全・安心なまちづくり」の一環として市内建築物の計画的な「耐震化」を進める。

2) 施策・事業内容

旧耐震基準 (昭和 56 年 6 月以前) で建てられた住宅・建築物における耐震診断の実施・耐震改修工事の実施

民間の住宅の所有者が実施する耐震診断及び耐震改修に対する補助

相談窓口の設置、専門技術者の養成

安全対策が必要な建築物所有者への啓発と改善指導

大地震時に災害拠点となる公共施設等の耐震化の推進